

多久市公民館施設使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市条例第 2 6 号

多久市公民館施設使用条例の一部を改正する条例

多久市公民館施設使用条例（昭和 5 5 年多久市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（地区公民館の使用料に関する特例）

第 5 条の 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、高齢者（6 5 歳以上の者をいう。）が健康と福祉の増進及び教養の向上のために憩いの間を利用するときは、使用料は、無料とする。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

（中央公民館）

区分	使用料（1 時間につき）
ホール	2, 0 2 0 円
研修室 1	1 4 0 円
研修室 2	1 4 0 円
和室東	3 2 0 円
和室西	3 2 0 円
調理実習室	4 4 0 円

視聴覚室	640円
ラウンジ	100円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。	
4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。	

(地区公民館)

区分	使用料 (1時間につき)
大広間	600円
研修室	120円
憩いの間	100円
調理実習室	140円
備考	
1 大広間に仕切りを設けて使用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。	
2 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
3 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
4 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。	
5 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(多久市高齢者憩の家条例の廃止)

- 2 多久市高齢者憩の家条例(平成15年多久市条例第8号)は、廃止する。